

# 商工会館使用規程

姫路市商工会

# 商工会館使用規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、商工会館の高度利用により会員相互の研修並びに親睦を図り、かつ地域商工業の振興を期するため、会館の使用についてこれを定める。

## 第2章 会館の使用

### (使用範囲)

第2条 会館の使用範囲は次の通りとする。

- (1) 商工会員の社内研修及び会議
- (2) 商工会上下部組織である各種団体の諸行事及び会議
- (3) 市民又は商工会員の福祉の向上に関する諸行事
- (4) その他会長が許可したもの

### (使用許可)

第3条 会館を使用しようとする者は、使用日から3ヶ月前以内に別に定める所定の用紙により申し込み、許可を受けなければならない。

2 会長は、会館の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 使用の許可に当たり、特別の設備又は装飾をしようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

### (使用の不許可)

第4条 次の各号の一に該当するときは、会館の使用を許可しない。

- (1) 公安を害し、風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 会館を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前各号のほか、会長において許可することを不適當と認めるとき。

### (許可の取消)

第5条 会館の使用の許可を受けた者（以下使用者という）が次の各号の一に該当するときは、会長は許可の取り消しをすることができる。

- (1) この規程に違反したとき
- (2) その他会長が必要と認めるとき

### (目的外使用の禁止)

第6条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、またはその使用の権利を他人に譲渡若しくは転貸することはできない。

### (使用後の設備)

第7条 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用許可を取消されたときは、直ちに

使用設備を現状に回復しなければならない。

(使用後の清掃)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、私用した室、器具備品を清掃し、火気等の点検をすること。

### 第3章 事故処理

(賠償)

第9条 使用者が、自己の責任に帰すべき事由により、会館を損傷し又は備品を紛失、棄損したときは、会長の定める損害額を賠償しなければならない。

### 第4章 使用料

(使用料)

第10条 使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、特別の事情がある場合のほかは前納しなければならない。但し、相当の事情があると認めるときは使用者の願いにより、会長はこれを減免し、又は後納させることができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は還付しない。但し、次の各号の一に該当するときは、会長はその全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰さない事由により使用できなくなったとき。
- (2) 会長の都合により、使用許可を取消したとき
- (3) 使用開始前までに使用の取り消しを申し出て、会長において正当な事由があると認めるとき

### 第5章 雑 則

(協議)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議事を経なければならない。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

(改正) 商工会館使用料金表

この規程は令和2年4月24日から実施する。

